

建設現場に入場する元請業者・下請業者の皆さまへ

その届出、本当に必要ですか？

36協定は本社で提出
してるんだけどな。。

作業員1人しか入場
しないんだけどな。。

短期間しか入場
しないんだけどな。。

一人親方しか入場
しないんだけどな。。



36協定や適用事業報告などの各種報告・届出は事業場の
適用単位に応じて手続きいただくようお願いします。

労働基準法に基づく36協定、適用事業報告などは事業場ごとに所轄労基署に届出・報告していただく必要がありますが、建設現場における事業場単位については、**「現場事務所が
あって、当該現場において労務管理が一体として行われている場合を除き、
直近上位の機構に一括して適用すること」**とされており、上記に該当する場合を除いて基本的に現場ごとの届出・報告は不要となっています。

適用単位によらない届出・報告は記載不備や内容不足などの問題が生じやすく、窓口審査の停滞により皆様方にご迷惑をおかけする原因となります。建設現場に入場する際の届出等の要否については事業場の適用単位について慎重に検討をいただきますようお願いします。

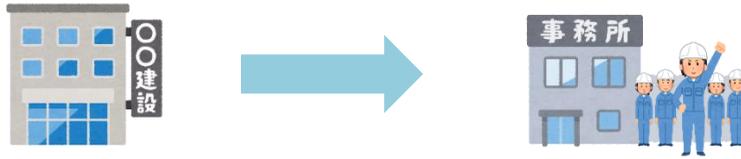


【届出が必要な場合、不要な場合の具体例は裏面を参照ください】

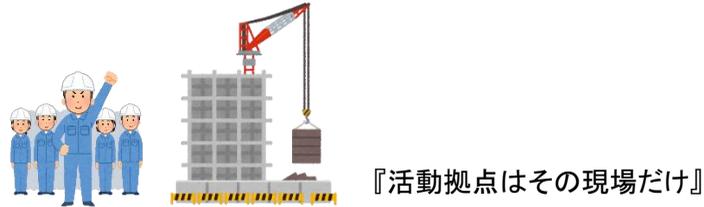
現場入場時に届出が必要な場合、必要でないケース場合

現場入場時に所轄労基署への36協定等の届出が必要な場合

①事業場の現場事務所を設けて、労務管理を含めた管理責任者常駐の下で労働者を使用する場合

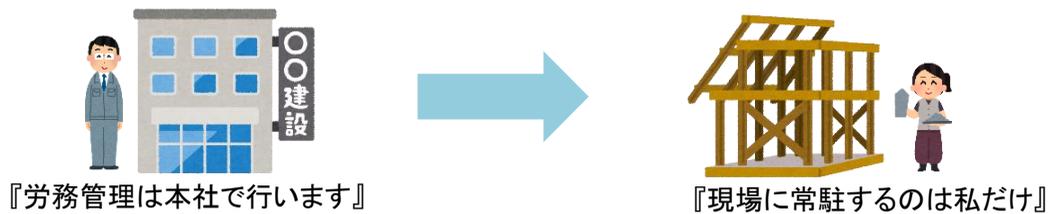


②入場先が労働者を使用する唯一の現場であり、ほかに上位組織に該当する拠点が無い場合

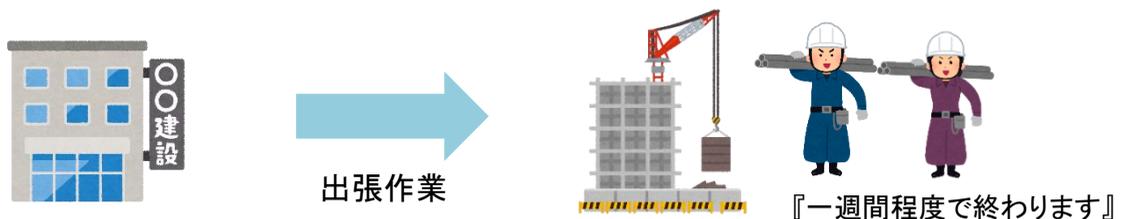


現場入場時に所轄労基署への36協定等の届出が不要な場合

①現場内に現場事務所を設けず、または、労務管理等を含む管理責任者を常駐させない場合



②別拠点の在籍者が、当該現場に短期間の出張作業として入場する場合



③一人親方として入場する場合又は個人事業主のみを使用する場合



【参考】適用事業場単位となる場合の労働関係法令上のその他の義務

- 法定帳簿の現地での保存、適用単位ごとの労使協定締結、人数規模に応じて就業規則作成・届出
- 有害業務に従事する場合には適用単位ごとの健診結果報告 など **☆未実施の場合は法違反となります**

これまでの何気ない『当たり前』や『慣習』を見直しして業務改善を進めましょう！